

ドクターヘリのヘリポートとしての使用に関する協定書

国立大雪青少年交流の家（以下「甲」という。）と大雪消防組合（以下「乙」という。）は、救命救急搬送を行うヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）が甲の管理地を緊急場外離着陸地（以下「ヘリポート」という。）として使用することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する広場をドクターヘリのヘリポートとして使用することにより、傷病者の治療を救急の現場から開始するとともに救急搬送時間を短縮し、救命率の向上や後遺障害の軽減に寄与することを目的とする。

（使用目的）

第2条 この協定に基づくヘリポートの使用目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ドクターヘリによる救命救急活動
- (2) 前号に掲げる活動に係る訓練及び調査活動

（ヘリポートとして使用する広場等）

第3条 ヘリポートとして使用する広場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上川郡美瑛町字白金 国立大雪青少年交流の家グラウンド

（使用通知）

第4条 乙は、この協定に基づいて広場をヘリポートとして使用するときは、次の各号に掲げるとおり、甲に事前に通知するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する目的に使用するとき 電話等で通知し、承諾を得た後に使用する。
- (2) 第2条第2号に規定する目的に使用するとき 使用する日の20日前までに甲へ文書で通知し、承諾を得た後に使用する。

（使用条件）

第5条 乙は、この協定に基づいて広場をヘリポートとして使用するときは、職員を配置し、当該広場及びその周辺の安全確保を行うものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、この協定に基づいて広場をヘリポートとして使用したことにより生じた当該広場の損傷については、原状に復する責を負うものとする。この場合の費用は、ドクターヘリ運行責任者が負うものとする。

（事故発生時の対応）

第7条 乙は、この協定に基づいて広場をヘリポートとして使用したことにより生じた事故等の対応については、誠意をもってその対応及び解決に努めるものとする。この場合に生じた費用は、ドクターヘリ運行責任者が負うものとする。

(使用料)

第8条 この協定に基づく広場のヘリポートとしての使用料は、無償とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有し、甲又は乙が協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

甲並びに乙は、ドクターヘリ運行に係るこの協定の目的を尊重してヘリポートを使用することを証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年 6月23日

(甲) 国立大雪青少年交流の家所長 阿部



(乙) 大雪消防組合管理者 浜田

